

# 名寄東中学校同窓会会則

- 第 1 条 本会は名寄東中学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の事業を援助することを目的とする。
- 第 3 条 本会員は次の通りとする。  
1. 通常会員 本校卒業生  
2. 特別会員 本校教職員および旧職員
- 第 4 条 本会には次の役員を置く。(任期2年、再任を妨げない)  
会 長 1名 副 会 長 若干名  
監 査 3名 常任幹事 若干名  
幹 事 若干名 事務局長 1名  
書 記 1名 会 計 1名
- 第 5 条 本会の役員は次の方法により  
1. 会長・副会長・事務局長・監査は総会において選出する。  
2. 書記・会計は学校長の推薦を受けて、会長が委嘱する。  
3. 常任幹事・幹事は会長が委嘱する。
- 第 6 条 本会に顧問・事務局員を置くことができ、会長が適任者を委嘱する。
- 第 7 条 本会の定期総会は年1回とし、必要に応じ臨時総会・常任幹事会・幹事会を開催する。ただし常任理事会をもって総会とすることができる。会議の決議は出席者の過半数をもって決める。
- 第 8 条 本会の会務遂行に関し、必要な事項は常任理事会をもって定める。
- 第 9 条 本会は目的達成するため、次の事業を行う。
- 第 10 条 本会の経費は下記による。  
1. 会費 入会一時金を充当する。  
2. 寄付 会員その他より篤志のある時は受ける。
- 第 11 条 本会会則は総会の決議によって変更することができる。

付 則 本会会則は昭和56年7月9日より施行する。